

JWGドラフト基準「金融商品及び類似項目」個別質問に対する回答

質問事項	回答
<p>範囲及び定義</p> <p>Q1. ドラフト基準は、すべての企業に適用される（ドラフト基準パラグラフ1、結論の根拠のパラグラフ2.1 - 2.12 参照）これに賛成するか？ 反対ならば、どのような企業を（なぜ）範囲から除外すべきか、及びドラフト基準を適用すべき企業を適用不要又は適用すべきでない企業と区別するための基準を明示されたい。</p>	<p>本ドラフト基準をもとに作成された財務諸表の目的適合性及び見積もりに基づく時価の信頼性に問題があることから、そもそも全面時価会計の導入について反対する。同じ金融資産であっても、市場価格のある有価証券と貸出金とでは時価の捉え方が異なり、また、両者のマーケットの成熟度には大きな差があることから、同列に論じることは非現実的である。</p> <p>また、1999年に実施したJWGのサーベイでも、信頼性のある時価の算出については疑問があると多くの邦銀が主張しており、内部のモデルによって算出された時価はあくまで経営者の見積算定価値に過ぎず、計数の厳格性・正確性が求められる財務諸表に計上することは不適切である。</p>
<p>Q2. 金融商品の定義は、現在の IASC による定義と多少異なっている（ドラフト基準パラグラフ7、結論の根拠 2.13 及び 2.14 参照）ドラフト基準の定義に賛成するか？ 反対の場合、どのような変更を行うか、またその理由は何か？</p>	<p>IAS39号（IAS32号）との定義の大きな相違は「現金」を含めるか否かであり、賛成である。</p>
<p>Q3. ドラフト基準は、パラグラフ1で言及されたもの以外のすべての金融商品に適用される（結論の根拠パラグラフ2.20 - 2.36も参照）。</p> <p>(a) 提案されている範囲除外及びそれらが定義されている方法に賛成するか？ 反対の場合、その理由は何か？</p> <p>(b) 他にドラフト基準の範囲から除外すべき項目があるか？ もしあれば、その理由は何か、また、それらの項目はどのように定義すべきか？</p>	<p>Q1の回答のとおり。</p>
<p>Q5. ドラフト基準の範囲は、ある種の非金融商品項目の売買契約並びにサービス資産及びサービス負債という特定の追加的項目を含んでいる（ドラフト基準パラグラフ2及び3、適用指針パラグラフ197 - 210、結論の根拠パラグラフ2.37 - 2.47参照）。</p> <p>(a) これらの追加項目を範囲に含めることに賛成するか？ 反対ならば、理由は何か？</p>	<p>ドラフト基準での「サービス権（金融資産の元利金徴収を行う権利）及びサービス義務は多くの金融商品に本来含まれているものであり、金融商品から分離されていないサービス権は引き続き金融商品の価値の一部として会計処理される」ことに賛成する。そうでないと貸出業務は2つの金融商品に分離されてしまい現実的ではない。</p>

質問事項	回答
<p>(b) 追加的項目は、明確に適用できる方法で定義されているか？ そうでないとするば、どのように規定を修正するか？</p> <p>(c) 他にドラフト基準の範囲に含めるべき項目があるか？ あるとするば、どのようにそれらを定義すべきか？</p>	<p>サービス資産・負債については、我が国にはセカンダリーマーケットがなく、公正価値評価の方法が確立されていないのが現状。他国も同様の状況にあると考えられ、一律の適用は困難ではないか。</p>
<p>Q6. ドラフト基準は、一定の例外を除いて、複合契約における契約上の権利及び契約上の義務の集合が、分離したとすればドラフト基準の範囲に入るものである場合には、区分して会計処理することを企業に要求する(ドラフト基準パラグラフ 4 - 6 及び 25、結論の根拠パラグラフ 2.48 - 2.52 参照) この提案に賛成か？ 複合契約の定義は明瞭かつ実行可能か？ これら二つの質問のいずれかに反対の場合、どのような代替案を提案するか？</p>	<p>複合契約（金融商品契約と非金融商品契約が合体した契約）について、非金融商品契約が大部分を占める場合には、時価評価しないことを認めるべきである。</p>
<p>認識及び認識の中止</p> <p>Q7. 認識の基本原則は、企業が資産又は負債を生じさせる金融商品による契約上の権利又は契約上の義務を有する場合にのみ、金融資産又は金融負債を貸借対照表上で認識すべきというものである（ドラフト基準パラグラフ 31 - 34、適用指針パラグラフ 214 - 220、結論の根拠パラグラフ 3.1 - 3.8 参照）。これに賛成するか？ 反対の場合、その理由は何か？ どのように原則を修正するか？</p>	<p>本ドラフト基準では修正受渡日基準を提唱しているが、わが国では 2000 年度から IAS39 号を土台として導入された金融商品会計基準によって、約定日基準が原則となり、多くの銀行は従来の受渡日基準から約定日基準に変更している。</p> <p>T + 3 のような通常の証券取引と 1 ヶ月先の先渡契約とは分けて考えるべきである。また、T + 3 についても、受渡の決済リスクを回避するために世界的に T + 1 に短縮化される方向にある。</p> <p>したがって、実務負担、重要性、会計方針の継続性を考慮し、認識にあたっては修正受渡日基準だけではなく、約定日基準も認めるべきである</p>
<p>Q8. ドラフト基準は、実質を有しない譲渡は認識される資産及び負債に影響させないことを要求する。ドラフト基準の提案では、譲渡が実質を有するのは、譲受人が金融資産の譲受人として以外に譲渡人以外の者と実質のある事業を行う場合か、譲渡された構成要素が譲渡人から隔離された場合のいずれかのみである（ドラフト基準パラグラフ 35 及び 36、適用指針パラグラフ 222 及び 223、結論の根拠パラグラフ 3.72 - 3.80 参照）。これに賛成するか？ 反対ならば、そのようなテストを行わない場合に発生する実質のない取引の可能性を、どのようにして制限することを提案するか？</p>	<p>原則的には、賛成する。</p>
<p>Q10. ドラフト基準は、特定の状況において、キャッシュ・フローがある企業を通して他の企業に渡される場合、他の企業から受け取るキャッ</p>	<p>賛成する。本ドラフト基準で提案されているパススルー・アレンジメントの考え方に賛成である。この考え方を前提としたうえで、ローン・パーティ</p>

質問事項	回答
<p>シュ・フローの金額を完全に反映した支払を行うという契約上の義務の引受は、そのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利の譲渡としての条件を満たすものと規定する（ドラフト基準パラグラフ 41 - 48、適用指針パラグラフ 309 - 314、結論の根拠パラグラフ 3.32 - 3.37 参照）。</p> <p>(a) これに賛成するか？ 反対ならば、理由は何か？ 規定をどのように修正するか？</p> <p>(b) この規定及び適用に関する資料は運用可能か？ そうでないとすれば、運用可能にするためには、どのような変更が必要と考えるか？</p>	<p>シペーションのオフバランス化を認めるべきである。</p> <p>パススルー・アレンジメントの考え方が認められない場合には、本ドラフト基準の記述では不明確であるが、多様化する金融取引においては契約上の権利・義務を法的所有権に限定せず、「経済的便益に対する権利の支配」に焦点を当て経済実態に合わせた処理を認めることが適当と考える。ローン・パーティシペーションの場合、そもそも譲受人は倒産隔離がないことを前提に譲受けており、そうした要素は譲渡価格に反映されている点からも経済実態を反映している。</p> <p>さらに、ローン・パーティシペーションについての例外を認めずに、原資産から生じるキャッシュフローを受け取る契約上の権利と最終的受取人にキャッシュフローを支払う義務を別々に資産・負債として両建て計上した場合、原債権者の真の財務内容の開示という点で問題がある。資産・負債両建てとしているものの、原債権者は原債権のリスクから解放されている点に注目し、ローン・パーティシペーションについては、バランスシート上、ネット表示しても本来のリスク開示につながると考えられる。また、継続的関与もあくまで回収という機能面のみであり、原債権のリスクに継続的にさらされているというものではない。この点を勘案すると、「特例」として本来両建て計上という形式によるべきとの議論もありうる取引につきネッティング表示する（結果として認識の中止を行う）ことに正当性があると考ええる。また、そのような表示を行ったとしても、財務諸表を利用する者に特段誤った情報を与えていないと考えられる。</p>
<p>Q11. JWG は、金融資産に関わる実体のある譲渡が行われた場合に、譲渡人が金融資産（又はその構成要素）を認識の中止とすべきかどうかを決定する判断基準を作成した。特に、ドラフト基準は、譲渡人が当該資産に対する継続的関与を有しない場合、又は譲受人が一方的にかつ追加的制約を課すことなく当該資産の全体を第三者へ譲渡できる実際上の能力を有する場合には、譲渡人が過去に認識していた金融資産の全体の認識の中止をすることを規定する（ドラフト基準パラグラフ 51 - 62、適用指針パラグラフ 236, 237 及び 242 - 250、結論の根拠パラグラフ 3.50 及び 3.81 - 3.92 参照）。</p> <p>(a) これに賛成するか？ 反対ならば、理由は何か？ 規定をどのよう</p>	<p>賛成する。ただし、現先・レポ取引はすでに I A S 39 号にもとづき金融取引とされていることから、オフバランス化にならない例外規定を設けるべきである。なお、わが国では金融商品会計基準の導入にともない、現先・レポ取引は金融取引となっており売買取引に再度戻すことは、会計方針の一貫性に欠けるだけでなく、システム負担が大きい。</p>

質問事項	回答
<p>に修正するか？</p> <p>(b) JWG は、譲受人が上記のような実際上の能力を有するかどうかを判定するためのいくつかの資料を作成した(パラグラフ 56 - 61 及び 244 - 249 参照)。この資料は適切、明瞭かつ運用可能か？そうでないとするれば、どのように修正するか？</p>	
<p>Q12. ドラフト基準はまた、譲受人が Q11 で述べた実際上の能力を有さない譲渡の場合に、(a) 受取対価を返済する可能性があるか又は返済する義務、あるいは(b) 譲渡された構成要素を譲受人が第三者へ譲渡する実際上の能力を有していないものに対するコール・オプション、のいずれかが譲渡人に残されている場合、取引の一部又は全部を、譲渡された構成要素を担保とした借入金として処理することを規定する(ドラフト基準パラグラフ 63 - 67、適用指針パラグラフ 251 - 258、結論の根拠パラグラフ 3.38 - 3.71 及び 3.93 - 3.102 参照)。</p> <p>(a) これに賛成か？ 反対ならば、その理由は何か？ 規定をどのように修正するか？ 特に、金融資産が関わる譲渡のうちのあるものは譲渡資産を担保とした借入金であるという意見である場合には、それらの譲渡と実質的に譲渡資産の売却である譲渡とをどのように区別するのか？ 金融資産が関わる譲渡のうちあるものが譲渡資産を担保とした借入金だとは考えない場合、あるいは譲渡のうちあるものが譲渡資産の売却だとは考えない場合、その理由を説明されたい。</p> <p>(b) ドラフト基準は、このような状況で認識すべき負債の当初測定は、その義務により返済する必要があるかもしれない最大の金額、又は譲渡された構成要素で譲渡人がコール・オプションを有するものの受取対価の金額とすべきであると規定している。その義務とコール・オプションが重複している範囲においては、二つの負債のうちより大きい方が認識される(ドラフト基準パラグラフ 64、結論の根拠パラグラフ 3.93 - 3.98 参照)。この負債金額算定のアプローチに賛成か？ 反対の場合、このアプローチをどのように修正するか？</p> <p>(c) ドラフト基準は、譲渡人に譲渡の一部又は全部を譲渡資産を担保</p>	<p>譲渡人の譲渡資産に対する信用補完については、譲渡資産をオフバランス化した後の新たな負債の発生ととらえることが妥当ではないか。譲渡対価の返済義務条項に関して、条件付の返済条項(リコース、保証、プットオプションなどの信用補完)と無条件の返済義務(通常の借入金)では経済実態が異なるので、前者についてはオフバランス化、後者は借入金(金融負債)として処理すべきである。したがって、原則として信用補完部分であっても、一旦オフバランス化を認めたらうえて、信用補完という負債の発生ととらえるべきである。</p> <p>担保付借入の考え方には賛成する。しかし、「最悪のシナリオに基づく最大の払戻額」とした場合、返済する実行可能性が最大の返済額より小さい場合であっても、最悪のシナリオに基づく最大の払戻額を借入処理することとなる。この考え方は、公正価値で評価することと矛盾する。また、リスク管理とも整合的ではない。</p>

質問事項	回答
<p>とした借入金として処理することが要求されている譲渡の場合、譲受人には譲渡人のミラーイメージとなる会計処理を採用しないことを規定する（適用指針パラグラフ 238 - 241、結論の根拠パラグラフ 3.64 - 3.68 参照）。このアプローチに賛成か？反対の場合、その理由は何か？ドラフト基準をどのように修正するか？</p>	
<p>Q13 .ドラフト基準は、パラグラフ 31 及び 37 で示した認識及び認識の中止の基本原則を、パラグラフ 51 - 67 に該当しないすべての譲渡に適用することを規定する（ドラフト基準パラグラフ 68、結論の根拠パラグラフ 3.62 参照）この提案に賛成するか？反対の場合、その理由は何か？ドラフト基準をどのように修正するか？</p>	<p>賛成する。</p>
<p>測定 Q14.ドラフト基準は、一つの例外を除いて、企業がすべての金融商品を当初認識時に公正価値で測定し、それ以降の各測定日において公正価値で再測定することを規定する（ドラフト基準パラグラフ 69、結論の根拠パラグラフ 1.6 - 1.26 参照）。これに賛成するか？反対の場合、他のどのようなアプローチを提案するか、またその理由は何か？</p>	<p>反対である。原則として市場価格があるものに限定する。</p>
<p>Q15 .ドラフト基準は、金融商品の公正価値は、取引から最大の便益又は最小の犠牲を得る目的を持った独立企業間の相互作用で決定される市場出口価格（売却価格のこと）の見積もりであると規定する（ドラフト基準パラグラフ 28、70、71、結論の根拠パラグラフ 4.1 - 4.10 参照）。JWG また、その市場出口価格で金融商品を手放す時に発生する予想費用は、公正価値の算出の際に考慮してはならないと提案している（ドラフト基準パラグラフ 72 及び 73、結論の根拠パラグラフ 4.11 参照）。 (a)市場出口価格の目的に賛成するか？反対の場合、どのように修正するか、またその理由は何か？</p>	<p>(a) 貸出金や長期保有の有価証券等について、市場出口価格を予め見積もることは非現実的である。銀行内部の貸出金利の設定は顧客の信用度に応じて設定しているが、それは入口価格（新規取組時）ベースでの見積もりであり、実務と整合的ではない。さらに、入口価格（取組価格）と出口価格（処分価格）の差異が問題となるのは、マーケットが存在する場合であり、そもそもそのようなマーケットがなければ入口価格か出口価格かを問う意味はない。</p>

質問事項	回答
<p>(b) 金融商品の売却又は解放を獲得するための直接費用について提案されている処理方法に賛成するか？ 反対の場合、どのように修正するか？</p>	<p>(b) わが国では時価評価は裸値ベースとする実務が定着していることから、取引費用は含めるべきでない。 ビッド・オファースプレッドが極端に拡大している場合には、別途検討が必要かもしれないが、その価格差が大きい場合であっても重要性がない場合には、仲値を用いることを認めるべき。</p>
<p>Q16. ドラフト基準は、複合契約の一部分を単独の金融商品であるかのように区分して測定することを規定する。ただし、複合契約中の金融商品の権利及び義務を分離した集合を信頼性をもって識別・測定できないと企業が決定した場合は例外とする。後者の場合、企業は契約全体をドラフト基準の範囲に当てはまる金融商品と同一の方法で計上する（ドラフト基準パラグラフ 74 - 76、結論の根拠パラグラフ 4.12 - 4.16 参照）。この提案に賛成するか？ 反対の場合、どのような代替案を提案するか？</p>	<p>非金融商品の割合が支配的な場合には時価評価しないことを認めるべきである。</p>
<p>Q17. ドラフト基準は、金融商品の公正価値の見積りに関する原則を階層的に示している。まず、利用可能であれば、同一の金融商品に関する観察可能な市場出口価格を利用する。そのような価格が利用可能でない場合には、相違を適切に修正した上で、類似する金融商品の市場出口価格を用いる。最後に、金融商品の公正価値を観察可能な市場出口価格に基づいて決定できない場合には、認められている経済的価格算定の方法論と整合する評価技法を用いて算定する（ドラフト基準パラグラフ 77 - 86 及び 104 - 117、適用指針パラグラフ 320 - 327 及び 344 - 369、結論の根拠パラグラフ 4.17 及び 4.36 - 4.47 参照）。この階層に賛成するか？ 反対の場合、この提案をどのように修正するか、またその理由は何か？</p>	<p>原則的には賛成する。しかし、相場が成立しない場合等は示されたヒエラルキーどおりとはならない。</p>
<p>Q18. ドラフト基準は、公正価値の算定に観察された市場価格を利用する際に特別の考慮を要する多くの状況を取り扱っている（ドラフト基準パラグラフ 87 - 103、適用指針パラグラフ 328 - 343、結論の根拠パラグラフ 4.18 - 4.35 参照）。</p> <p>(a) これらの状況におけるドラフト基準の結論に賛成するか？ 取り扱われるべき追加的な状況があるか（明示されたい）？</p>	<p>(a) 同一の商品につき 2 つ以上の市場価格があるとき、最も有利な価格に基づき公正価値を算定することとされているが、取引が活発か否かにかかわらず参加するうえで法的障害のない市場をすべて調査する必要が生じる。</p>

質問事項	回答
<p>(b) 金融商品に直接起因しない価値は金融商品の公正価値の算定に反映すべきではないという結論は、特に要求払預金及びクレジットカード関係に適用する際に、適切かつ実行可能か（ドラフト基準パラグラフ 92 - 94、適用指針パラグラフ 331 - 339、結論の根拠パラグラフ 4.18 - 4.32 参照）？そうでないとすれば、その理由は何か？</p> <p>(c) 企業が大口の金融商品を保有していて、市場出口価格が個々の金融商品又は小口の金融商品についてしか利用可能でない場合に、その入手可能な価格を大口売却の潜在的影響に関して修正すべきではないという結論に賛成するか（ドラフト基準パラグラフ 102 及び 103、結論の根拠パラグラフ 4.34 及び 4.35 参照）？反対の場合、どのような状況で修正が必要となるか、また、修正金額の整合性をどのように確保するか？</p>	<p>この要件は必ずしも現実的ではない。むしろ、最も活発に取引されている市場が多数の参加者による収斂過程を備えていることから、そこで成立している価格を用いるべきである。</p> <p>(b) 適切である。 ただし、セカンダリーマーケットの存在する国においても金融商品に直接起因しない価値の算定は困難と思われる。</p> <p>(c) 理論的には考えられるが、実際には市場価格が存在しないため、見積りにより公正価値を算定せざるを得ず、現段階ではそうした評価手法は確立されていない。</p>
<p>Q20 . JWG は、非公開持分商品への特定の投資を除き、一般的に、すべての金融商品に関して、公正価値は合理的なコストで信頼性のある算定が可能だと考えている（ドラフト基準パラグラフ 122 - 125、結論の根拠パラグラフ 1.14 - 1.21 及び 4.64 - 4.67 参照）。これに賛成するか？反対の場合、その理由は何か？他の項目について信頼性のある公正価値の算定が不可能と考える場合には、それはどのような項目か、どのような要因で信頼性のある算定ができないのか、またこれらの項目はどのように測定すべきか</p>	<p>反対する。預金や貸出金等といった金融商品は信頼性のある公正価値を算定できないと考える。その要因の1つには、貸出のセカンダリーマーケットの成熟度の違いがある。また、期限前返済リスクを算出する際には、見積りによらざるを得ない。ドラフト基準では、ヘッジ会計の廃止の要因として経営者の意図が入りこむことを理由にする一方で、経営者の見積もりを認めるというのは矛盾している。</p>
<p>Q21 . ドラフト基準は、企業の金融負債について報告される価値は、企業自身の信用力及びその変動を反映すべきだと規定する（ドラフト基準パラグラフ 118 - 121、適用指針パラグラフ 370 - 372、結論の根拠パラグラフ 4.50 - 4.62 参照）。</p>	

質問事項	回答
<p>(a)これに賛成するか？反対の場合、その理由は何か？企業自身の信用力の変動による影響を、結論の根拠パラグラフ 4.59 で述べたような困難を生じさせずに除外する方法を、どのように提案するか？</p> <p>(b) 適用指針のパラグラフ 370 の資料は、観察可能な市場出口価格がない場合に、金融負債に影響を及ぼすような企業自身の信用力の変動があったかどうかを、企業がどのように証明できるかを説明しているが、この資料は、適切かつ運用可能か？そうでないとすれば、その理由は何か？どのようにそれを改善できるか？</p>	<p>(a) 反対する。 まず、企業の信用度の変動は自己創出のれんの価値の変動を反映していることが多い。自己創出のれんの価値の変動は財務諸表において認識されない。金融負債の公正価値のみを認識することは資産サイドの自己創出のれんが認識されないことを考えると、重大な矛盾をもたらすことになる。加えて、そもそも企業の状況や信用リスクが悪化したときに利益を報告するというのは単純に考えてもおかしい(ダウンスайдのパラドックスの問題)。金融商品会計の内部的整合性を優先し、他の会計基準との整合性を軽視した考え方といえる。</p> <p>(b) 金利・為替リスクを反映して信用リスクを反映しないのはおかしいというのは全面時価会計論者の主張であるが、前者は市場取引から価格を合理的に算出できるが、信用リスクが相対的なものゆえ、金利や為替と同様に客観的なものを算出することは難しい。</p>
<p>貸借対照表の表示</p> <p>Q23 . ドラフト基準は、金融資産及び金融負債の最小限の区分が、貸借対照表の本体及び財務諸表への注記において区別されることを要求する(ドラフト基準パラグラフ 131 - 135、結論の根拠パラグラフ 5.1 - 5.5 参照)。提案されている区分に賛成するか？その区分は明瞭かつ有用か？そうでないとすれば、どのようにそれらを修正するか、またその理由は何か？</p>	<p>ドラフト基準においては減損貸付金は、満額回収が出来ない可能性が50%超という経営者の恣意性が入り込む定義である。こうした定義にもとづいて区分表示することは却って貸借対照表の信頼性・比較可能性を損なうことになる。わが国の銀行の場合はすでに金融再生法基準や銀行法にもとづいた詳細な開示を注記として行っており、「満額回収が出来ない可能性が50%超」という基準よりもより客観的な基準と考えられる。また、銀行業の開示は現在、IAS30の改訂検討中であり、そちらとの平仄を合わせ適切な開示方法を議論する方が望ましいと考える。</p>
<p>損益計算書の表示</p> <p>Q24 . ドラフト基準は、一つの例外を除いて、金融商品のすべての公正価値変動(受取及び支払について修正後)を、それらが発生した報告期間中に損益計算書に認識することを要求する(ドラフト基準パラグラフ136、適用指針パラグラフ380及び381、結論の根拠パラグラフ 6.1 - 6.29参照)。これに賛成するか？反対の場合、そのような損益</p>	<p>損益計算書に時価評価ベースで計上する対象取引は、ヘッジ目的以外のデリバティブや短期売買目的の有価証券に限定すべきであり、また売却可能有価証券の時価変動額は資本の部に計上するのが望ましい。 売却可能有価証券を時価評価して損益計算書に計上した場合、実現損益と評価損益(未実現損益)が混在することになる。経営者サイドからは、自ら</p>

質問事項	回答
<p>をどのように処理すべきか、またその理由は何か？</p>	<p>がコントロールできない評価損益は実現損益部分と区分するニーズが高く、また、投資家に誤解を与えることにもなりかねない。 投資家が投資行動を決定する際に重視するのは投資対象の価値であるが、その価値として重要なものはボトムラインとしての純利益（net income）および純利益の将来にわたっての伸び率の予想や期間利益である。</p>
<p>Q25. ドラフト基準は、公正価値の特定の変動が損益計算書に与える影響を区分して開示することを企業に要求する（ドラフト基準パラグラフ 137 - 152、適用指針パラグラフ 382 - 390、結論の根拠パラグラフ 6.30 - 6.84 参照）。</p> <p>(a) 提案されている分解に賛成するか？ 反対の場合、その理由は何か？ 金融商品の公正価値変動の構成要素に関する情報を提供するために、他のどのような分解の基準を提案するか？</p> <p>(b) 金融資産及び金融負債の公正価値測定により生じる損益で、この他に損益計算書又はその注記で区分して表示すべきものがあるか？ あるとすれば、それはどの損益か、また、なぜそれらを区分して表示すべきだと考えるのか？ そのような損益はどのような基準で区別すべきか？</p>	<p>(a) Q24でも述べている通り、そもそも全ての金融商品の時価変動額を損益計算書に反映させることに反対である。提案されている損益の分解に関しても、実務的に正確な計数を算出するとなると極めて困難であり、現実的ではない。また、何らかの仮定を置いて計数を区分したとしても、そのような計数に有用性があるとは言えない。例えば、利付金融負債（例えば社債）の金利リスクと信用リスクを区分するには、自らの信用リスクの測定等ある程度経営者の判断が介入するため、開示情報としての正確性が確保されない。</p> <p>(b) (a)に同じ</p>
<p>Q26. ドラフト基準は、金利収益及び金利費用を現在満期利回り基準を用いた公正価値ベースで算定することを要求する。ただし、最高経営意思決定者が企業の重要な利付金融商品の評価について主に現在市場予測基準に依拠していて、それが企業の金利リスク管理の基準と整合している場合には、現在市場予測基準を用いてもよい（ドラフト基準パラグラフ 139 及び 140、適用指針パラグラフ 382 - 390、結論の根拠パラグラフ 6.46 - 6.77 参照）。</p>	

質問事項	回答
<p>(a) 金利収益及び金利費用を区分表示することに賛成するか？</p> <p>(b) 提案されている算定方法に賛成するか？反対の場合、公正価値モデルにおいてどのように金利収益及び金利費用を算定することを提案するか？</p> <p>(c) 指針は明瞭かつ運用可能か？そうでないとすれば、どのような追加的指針が必要か？</p>	<p>(a) 金利リスクと信用リスクの正確な分離は困難である。特にトレーディング目的のデリバティブについては、為替リスク、金利リスク、信用リスク等の様々なリスクを一体として管理し操作を行っていることから、わざわざ金利リスクに係る損益を区分して表示しても、実態とかけ離れたものとなる。リスクを把握する観点から必要であれば、損益計算書本体でなく別途リスク管理計数等をリスク種類毎に注記やディスクロージャー誌等に開示した方が情報としては有用である。</p> <p>(b) 公正価値ベースの金利は実際のキャッシュフローとも異なっており、その有用性が認められないため反対する。ただし、公正価値ベースの金利収益及び金利費用の算定が必要となった際には、ドラフト基準通りいずれの基準(「現在満期利回り基準」「現在市場予測基準」)の採用も出来ることとすべきである。</p> <p>(c) 指針で述べられている方法に対応するためには、多額のシステム投資や大幅な業務の見直し等が必要となり負担が極めて大きい。それに見合う便益や有用性が得られるとは考えられないため、実際の運用には問題がある。コスト-ベネフィットをよく見極めた上で指針を作るべきである。</p>
<p>ヘッジ</p> <p>Q27. ドラフト基準は、リスク管理活動の一環として締結された金融商品について特別な会計処理を容認しない(ドラフト基準パラグラフ153、結論の根拠パラグラフ7.1-7.22参照)。これに賛成するか？反対の場合、その理由は何か？結論の根拠のパラグラフ7.1-7.22で提起されている問題にどのように対応するのか？</p>	<p>われわれは混合アプローチを主張しており、全てのデリバティブを時価評価することには反対である。混合アプローチの主張に立てば、リスク減殺目的で行ったヘッジ取引は、アクルール会計等時価評価以外の方法により処理されることにより、その経済効果が財務諸表に適切に反映されべきであると考え。本ドラフト基準で懸念される経営者の意図の乱用に対しては、各事業会社でのリスク管理方針、ヘッジ会計に関する規定等の作成により防止できるはずである。例えば実物資産(取得原価)を今後購入し、その資金調達手段を時価評価した場合、「測定の一不一致」が発生する。当該不一致を解消するためには実物資産について時価評価しなければならないという問題が生じる。</p> <p>なお、多くの予定取引を含む多種大量の金融資産・負債を抱える金融機関にとっては包括ヘッジが必須である。財務諸表は経営意図を正確に反映した</p>

質問事項	回答
	<p>ものとすべきであり、ヘッジ取引を実際に行った場合には、当該行為を財務諸表に反映させるため、ヘッジ会計の利用を認めるべき。</p> <p>更に、確定契約及び予定取引については一般事業会社のニーズも強く、ヘッジ会計を認めるべきである。</p>
<p>開示 Q28. ドラフト基準は、企業の重要な財務リスク及び企業の財務リスク管理の目的及び方針に関する開示を要求する（ドラフト基準パラグラフ 154 - 163、適用指針パラグラフ 393 及び 394、結論の根拠パラグラフ 8.5 - 8.12 参照）。この情報が、企業の実際の財務リスク及びその金融商品の運用成績に関する情報を理解し評価するための背景を提供するために必要であることに賛成するか？ 反対の場合、これらの開示をどのように変更するか？</p>	<p>企業の重要な財務リスク及びリスク管理の目的・方針を開示することの重要性は認識しており、基本的には賛成する。但し、具体的な記載方法については、各行の創意工夫が生かせるものとしたい。</p>
<p>Q29. ドラフト基準は、将来の報告期間に発生すると予想される取引に関連するリスクを管理するために利用される金融商品について、企業がそれらから生じた損益を別個に開示する場合にのみ、それらの金融商品に関する開示を要求する（ドラフト基準パラグラフ 181 及び 182、結論の根拠パラグラフ 8.36 - 8.43 参照）。このアプローチに賛成するか？ 反対の場合、どのように変更するか？</p>	<p>われわれは、そもそもヘッジ会計を容認すべきと主張しており、ヘッジ会計が認められれば、ヘッジに係る効果が財務諸表に反映されるため、このような開示は不要となる。</p>
<p>Q31. ドラフト基準のパラグラフ 164 - 178 及び 183 - 189 で提案されているその他の開示に賛成するか（適用指針パラグラフ 391, 392 及び 395 - 408、結論の根拠パラグラフ 8.13 - 8.29 及び 8.44 - 8.56 参照）？ 反対の場合、企業の財務リスク・ポジションを利用者に伝える必要性と、企業にとっての競争上の損害又は作成者の不必要な負担の発生に関する懸念との均衡を保ちながら、開示をどのように修正すべきか？</p>	<p>提案されている開示項目につき、実際に計数を算出するとすると、膨大な事務負担が発生し、また、一部算出が困難な計数も含まれていることから反対する。提案されている開示項目はあまりにも大量でかつ細かく、有用性があるのか疑問である。</p> <p>開示項目の設定にあたっては、作成者の事務負担と開示計数の有用性やメリットを比較検討すべきである。また、例え注記であっても規制として細かい事項を1つ1つ列挙するのではなく、むしろ事業会社が情報開示の競争を通じ、開示対象者に合わせて適切な開示を行うような視点で、環境づくりをすべきである。とりわけ、銀行業に関しては、現在検討中の第3次BIS規制の第3の柱およびIAS30号とも整合性のとれたものにすべきと考える。</p>
<p>適用上の勧告 Q32. JWG は、基準の必要性と準備期間とのバランスを取って、最終基準の公表から発効日までの期間として約2年が適当であると提案してい</p>	<p>発効日は実務指針及びQ & A公表後の2年後が望ましい。また、その時点までに預金・貸出金等の公正価値の算定方法がグローバル・スタンダードと</p>

質問事項	回答
<p>る（結論の根拠パラグラフ 9.1 - 9.4 参照）。これに賛成するか？特定の企業には、適用の準備をするための追加的期間が必要と考えるか？その場合には、どのような企業に追加的期間が必要で、最初から適用する企業とどのように区別すべきなのかを明示されたい。また、それらの企業がより長い期間を必要とする理由と、必要となる期間とを明示されたい。</p>	<p>して確立されていないものについてはそうした基準ができるまで経過措置を設けることを検討すべきである。</p> <p>本邦の場合、商法、証取法、税法をはじめ、各種業法（例えば銀行法）の改正が必要とされ、全ての法律の改正を2年で終えることは、不可能に近い。仮に、必要な法改正を終えたとしても、実務指針及びQ & Aが適用開始前1年前には公表されていないと必要なシステム対応を図ることができない。</p>
<p>Q33．一部の人は、金融商品の包括的公正価値モデルは、最初は補足的財務諸表として、現行の実務に従って作成される財務諸表と並行して表示する形で導入すべきだと提案している。一定期間の経過後に、そのような財務諸表が、現行の会計実務に従って作成される財務諸表と置き換わることになる（結論の根拠パラグラフ 9.5 - 9.7 参照）。現行の会計実務に従って作成される財務諸表を差し替える前に、補足的財務諸表を導入すべきだと考えるか？その場合には、結論の根拠パラグラフ 9.6 で把握されているような、こうしたアプローチの欠点をどのように克服するのか？</p>	<p>二重開示はコスト、情報の優先度も含め利用者サイドにも情報の混乱が生じる可能性があり、反対する。</p> <p>仮に本ドラフト基準が導入されたとしても、継続性の観点から従来混合モデルによる財務諸表開示の要請が続く可能性があり、負担が大きい。</p>
<p>Q34．ドラフト基準は、基準の適用時に考慮に入れるべき経過的な規定を多く含んでいる（ドラフト基準パラグラフ 192 - 195、結論の根拠パラグラフ 9.8 - 9.21 参照）。これらの規定に賛成するか？反対ならば、その理由は何か？どのようにそれらを修正するか？</p>	<p>商法、法人税法等において、期首剰余金残高の修正を認めるかどうか当局次第である。特に銀行法等、規制業種に係る法（および BIS 規制）の趣旨・目的が全面公正価値モデルと適合しているのか検討する必要がある。</p>